

一二 少知之者路銀・馬銀・宿賃銀御定

一、知行五十石より下并御切米・給銀取、江戸に而御小屋に居不申者宿賃銀、一夜に主人二分、下人一分、御鐵炮之者以下一夜に一分宛之事。

一、知行五十石より下并切米取、江戸御供又者代り罷越者、道中宿賃銀右同斷事。

知行五十石より下并切米取り、他國御供替番爲詰人罷越者馬銀被下覺

一、一人に一疋。步・小々姓・御料理人・算用者・白樂・坊主頭。

一、二人に一疋。御鷹師・御歩行者・御菓子屋・壁塗・穴生・塗師・槍物師・切米取大工。

一、六人に一疋。宰領者・御鐵炮之者・御弓之者・板前之者・掃除坊主・餌指・御扶持方取之大工。

一、八人に一疋。本參御小人・御草履取。

一、十一人に一疋。御臺所小者・御長柄小者。

一、知行取・切米取、御差圖に而御見送・御迎に參候者、并足輕以下御使並之路銀・馬銀・宿賃銀可被下候事。

一、他國代番爲詰人相越者・罷歸者共に、御荷物裁料不仕候而茂、馬銀可被下候事。

一、板前之者・本座御小人・御臺所小者、江戸御扶持方一日に五分宛、外塩噲薪・宿賃共に一日に二分宛、跡扶持方可被下候事。

一、御鐵炮之者・御弓之者・長柄御小人、江戸御扶持方一日に一升宛、宿賃銀一夜に一分宛、跡扶持は被下間敷事。

一、掃除坊主御國之者江戸に詰候時分者、御臺所に而御賄被下、小遣銀一日に二分五厘、宿賃一分宛、外八講布一疋・木綿着物一つ可被下。但、跡扶持は被下間敷候。御國に罷歸候者、御臺所に而御賄可被下候事。

一、同江戸引越之者は、江戸御扶持方一日に一升五合宛、御國に御供仕罷越刻、御臺所に而御賄被下、江戸跡扶持一日に一升宛可被下候事。

一、御國之米直段を以、於江戸御賄米代丁銀に而渡候者、二步之步入銀可被下候事。

一、御調物并岡廻に他國に罷越者、其所より五里之内に而茂、他所に參致一宿候慥成儀知候者、路銀可相渡事。

一、他國路逗留御扶持方代、一日主從共に九分、同宿賃主從一夜に五分宛之事。

一、御鷹匠は、知行五十石より下并切米取共、路銀・他國路逗留中御扶持方宿賃右同前。駄賃一里に一分七厘宛。但、松前・傳馬出不申所、一里に付五分宛事。

一、御餌指路銀一日に一匁五分宛、他國路逗留中御扶持方代一日四分五厘宛、宿賃一夜に三分宛之事。

一、御鐵炮者以下、他國路逗留御扶持方代、一日に四分五厘宛、宿賃一夜に二分宛可被下候事。

一、同中飛脚、三月より八月迄は七日、九月より明る二月迄は九日、路銀十里に付一匁六分宛之事。

一、同早飛脚、三月より八月迄は五日、九月より明る二月迄は六日二時、路銀十里に付二匁五分宛。但、御荷物持參候時は、中飛脚之可爲日數事。

一、金澤より京に常之飛脚、三月より八月迄は五日、九月より明る二月迄六日、路銀一日に一匁二分宛之事。

一、金澤より越中境に早飛脚、三月より八月迄一日三時、九月より明る二月迄は一日五時、路銀十里に付二匁宛之事。

一、早飛脚若遲參候者、其品により路銀之内おさへ、御定之日數より早く參着候者、御褒美可被下候事。

一、常飛脚・中飛脚、御定之日限より早く參着仕候而茂、御定之日數程路銀可被下。若遲參候者、路銀之内おさへ可申。但、不叶斷有之候者各別之事。

一、殺害被仰付候者請取候御給米、御給銀、不殘可被下候。被放御扶持候者、御給米春被下候分、八月迄は日算用を以取返し、九月より末は皆可被下候事。

一、其身より御暇申上者は、御給米日算用を以可爲返上事。

一、病死仕候者、并此方より暇遣候者御扶持方は、其日より取上、御給米請取候分者皆可被下候。但、御扶持方迄被下者切米同前之事。

一、籠舎人者、其日より御扶持方、御給米を押、籠賄者公儀より可被仰付候。被成御赦免如跡々於被召仕者、籠舎人内之飯米引、殘る分可被下候事。

一、御國使足輕以下宿賃、一夜に二分宛之事。